

## 不利益処分に係る処分基準(法令)

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第25条第2項、第3項及び第4項	勧告及び措置命令	生活衛生課

1 法第25条第2項に基づき、動物の飼養、保管または給餌若しくは給水に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によって周辺的生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告する場合の審査基準は次のとおり。

動物の飼養、保管または給餌若しくは給水に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によって周辺的生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じていると認められ、当該処分を行う必要があると保健所長が認めること。

2 法第25条第3項に基づき、同条第2項の規定による勧告を受けた者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずる場合の審査基準は次のとおり。

法第25条第2項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると保健所長が認めること。

3 法第25条第4項に基づき、動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態として環境省令で定める事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、当該事態を改善するために必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告する場合の審査基準は次のとおり。

動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態として環境省令で定める事態が生じていると認められ、当該処分を行う必要があると保健所長が認めること。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。